

最終処分場放流水ほかダイオキシン類分析業務委託

仕 様 書

令和 8年 6月

岡山市環境局環境施設部環境施設課

第 1 章 一 般 事 項

第 1 節 総 則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 1. 2 (法令等の遵守)

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、省令、規則、通達、条例等を遵守しなければならない。

1. 1. 3 (疑義等)

本仕様書、図面及び委託数量総括表等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 4 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 5 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩しないこと。

1. 1. 6 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

第 2 節 現場管理

1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。業務履行にあたって、施設の運転管理及び業務遂行に支障を与えることのないように監督員と事前に打合せ等を行うこと。また、試料採取前に事前に現地を確認し、必要があれば草刈等の準備を行っておくこと。

1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行にあたっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該委託に関連する部分のあと片付けを行うこと。

第 2 章 特 記 事 項

第 1 節 概 要

2. 1. 1 (委託業務概要)

本委託業務は、ダイオキシン類対策特別措置法第 25 条第 1 項の規定に基づき一般廃棄物最終処分場の放流水等のダイオキシン類に係る調査を実施し、最終処分場の維持管理及び周辺環境の保全対策等の基礎資料とするものである。

2. 1. 2 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、人員、機器等全て受託者によるものとする。

(1) 分析項目及び検体数

別表 1「試料名、分析項目及び検体数一覧表」のとおり。

(2) 試料採取地点

試料採取地点は**別図 1～別図 9**のとおり。なお、瀬戸町最終処分場の周辺民家井戸の所在地については、受託者へ別途通知する。

(3) 試料採取時期等

試料採取時期は瀬戸町最終処分場に係る調査地点にあつては10月頃、その他の調査地点については9月～11月頃とする。詳細な日時については、監督員と事前に打合せを行い、監督員の指示に従い実施すること。

(4) 試料採取にあたっての留意事項

監督員と事前に打合せを行い、監督員の指示に従い試料採取を実施すること。また、試料採取は、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）、ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月 環境省水・大気環境局水環境課）及びダイオキシン類の測定のための地下水の採水に係る留意事項について（平成12年環水企第231号）等に準じて実施すること。なお、底質分析用の検体については、試料採取地点ごとのNo. 1～No. 3地点において採取された試料を等量混合し、1検体とすること。

また、試料採取は前日までの降雨及び天候の影響が少なく水質の状態が安定した日に実施することとし、試料採取前又は試料採取中に天災、悪天候等の不測の事態が発生し、試料採取を中止せざるをえない場合は改めて別の日時に試料採取作業を実施すること。この場合の試料採取日時については、監督員と協議して決定すること。

(5) 土地への立ち入り

本委託業務履行にあたって受託者が、国有地、公有地または私有地に立ち入る際は、監督員と十分な協議を行うこと。また、植物伐採、かき、さく等の除去または土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するものとし、監督員の指示をもって所有者の承諾を得ること。

(6) 測定方法

本委託業務履行にあたっては、ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令・施行規則（平成11年法律第105号）に準拠するものとし、詳細な方法については、次のマニュアル等を参考にすること。

なお、定めのない項目については、日本産業規格K0102規格群のとおりとする。

- ア 最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法（平成12年1月14日 環境庁・厚生省告示1号）
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の七の四第一号ニ及び第二号ハに規定する環境大臣が定める方法（平成17年1月28日 環境省告示第12号）
- ウ 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（日本産業規格 JIS K0312）
- エ ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月環境省水・大気環境局水環境課）
- オ 底質調査方法（平成24年8月 環境省 水・大気環境局）

(7) ダイオキシン類に係る品質管理調査（二重測定）

試料採取地点のうち任意の4地点（水質3地点、底質1地点）において二重測定を実施すること。

(8) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

(9) 検査結果の報告

- ア 分析の結果、異常値等が検出された場合は直ちに連絡すること。
- イ ダイオキシン類濃度については、分析結果が出次第、速報値として報告すること。
- ウ 分析終了後も15日間は検体を保持しておくものとし、分析値の確認のための再分析もしくは検体の提出等を求められた場合は応じること。

(10) 評価

ダイオキシン類濃度について、基準の数値や他公表値との比較・評価を行い、報告書に記載すること。

2. 1. 3（個人情報取扱委託に関する覚書）

受託者は契約書作成にあわせて、個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

2. 1. 4（提出書類）

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

- ア 業務責任者届
- イ 委託作業表

ウ 委託業務着手届

エ 委託業務要領書

試料採取の方法及び分析の方法を、使用機器も含めて具体的かつ簡易に記したものとす。ただし、分析の方法については、報告書にその内容を含める旨の申出を行い監督員の承認を得られた場合は省略しても良い。

オ 環境計量士（濃度関係）登録証写し

(2) 履行期間中に提出する書類

試料採取毎に検査結果等を取りまとめのうえ、以下の報告書を提出すること。

ア 委託写真帳

試料採取の状況についてカラー撮影の上、項目別に整理をして提出すること。撮影に際しては、委託用塗版にて表示し撮影すること。

イ 委託報告書

① 計量証明書又は分析結果報告書

検体ごとのクロマトグラフの分析結果については提出不要とするが、委託者が報告を求めたときは提出すること。

② 試料採取方法及び分析方法

③ 調査結果一覧表

④ 試料採取地点位置図

⑤ 試料採取記録表

⑥ 分析結果に対する評価

(3) 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書

(4) その他監督員の指示したもの

2. 1. 5 (成果品の契約不適合責任)

(1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。

(2) 委託期間終了後2年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

2. 1. 6 (注意事項)

(1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。

(2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。

(3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。

(4) 試料採取並びに測定分析は全て受託者が実施し、第三者へ再委託しないこと。

別表1 試料名、分析項目及び検体数一覧表

No.	施設名	試料名	分析項目					
			ダイオキシン類		水素イオン濃度	電気伝導度	浮遊物質	強熱減量
			水質	底質				
1	山田最終処分場	放流水（水処理施設放流口）	○		○	○	○	
2		モニタリング井戸（上流）	○		○	○	○	
3		モニタリング井戸（下流）	○		○	○	○	
4		竹田上池	○	○	○	○	○	○
5		大正池	○	○	○	○	○	○
6	松ヶ鼻最終処分場	放流水（水処理施設放流口）	○		○	○	○	
7		地下排水（シート下集排水設備）	○		○	○	○	
8		モニタリング井戸（上流）	○		○	○	○	
9		モニタリング井戸（下流）	○		○	○	○	
10		用水（下流）	○		○	○	○	
11	浅越最終処分場	放流水（水処理施設放流口）	○		○	○	○	
12		地下排水（シート下集排水設備）	○		○	○	○	
13		モニタリング井戸（上流）	○		○	○	○	
14		モニタリング井戸（下流）	○		○	○	○	
15	正儀最終処分場	放流水（水処理施設放流口）	○		○	○	○	
16		モニタリング井戸（上流）	○		○	○	○	
17		モニタリング井戸（下流）	○		○	○	○	
18		用水（下流）	○		○	○	○	
19	古都南方最終処分場	放流水（水処理施設放流口）	○		○	○	○	
20		モニタリング井戸（上流）	○		○	○	○	
21		モニタリング井戸（下流）	○		○	○	○	
22		用水（下流）	○		○	○	○	
23	高松田中埋立跡地	ピット水（東）	○		○	○	○	
24		ピット水（西）	○		○	○	○	
25	東畦埋立跡地	ピット水	○		○	○	○	
26		モニタリング井戸（上流）	○		○	○	○	
27		モニタリング井戸（下流）	○		○	○	○	
28	西畦埋立跡地	ピット水	○		○	○	○	
29		モニタリング井戸（上流）	○		○	○	○	
30		モニタリング井戸（下流）	○		○	○	○	
31	瀬戸町最終処分場	保有水	○		○	○	○	
32		モニタリング井戸（下流）	○		○	○	○	
33		保木奥池	○	○	○	○	○	○
34		民家井戸 ※	○		○	○	○	
35	二重測定（任意の4地点）		○ ○ ○	○				
合計検体数			37	4	34	34	34	3

※ 民家井戸の所在地については、受託者へ別途通知する。